

入札日	平成19年11月6日
工事名	東流下河北マンホールポンプ設置工事
工事場所	石巻市小船越字山畑ほか1字地内
工事種別	管A
工事概要	マンホールポンプ設置工 2箇所 汚水用水中ポンプ φ65mm×1.5kw 2台 汚水用水中ポンプ φ65mm×3.7kw 2台 ポンプ制御盤 2面 配管及び付帯工 1式
工期	契約の日から平成20年3月7日まで
契約者	石巻市開成1番18 (株)佐藤工業所
予定価格	18,483千円(消費税及び地方消費税を除いた額)
指名理由	<p>1 石巻市契約規則(平成17年石巻市規則第57号)第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿に登録された者で、指名通知日において、次に掲げるすべての要件を満たしているものであること。</p> <p>ア 石巻市内に本社又は本店の機能を有し、格付工種が「管工事」、等級が「A」ランクに属する者</p> <p>イ 次のいずれにも該当する技術者(以下「配置予定技術者」という。)を建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項の規定に基づき、本工事現場に配置できる者</p> <p>(ア) 入札の参加申請があった日の前日までに1級若しくは2級管工事施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する主任技術者</p> <p>(イ) 入札の参加申請があった日の前日から起算して3か月以上前から当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者</p> <p>2 次に掲げるいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 入札参加申請書類の審査後における指名通知を受けていない者</p> <p>イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者</p> <p>ウ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成17年石巻市告示第180号)第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者</p> <p>エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。</p> <p>オ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。</p> <p>カ 指名通知日において、石巻市の発注の手持ち工事(予定価格が130万円を超える建設請負工事をいう。)が、管工事について3件に達している者又は総件数で5件に達している者</p> <p>なお、当該指名通知日において手持ち工事がこれらの件数に満たない場合であっても、当該指名通知日以後行われる入札で落札した場合(随意契約により相手方を決定した場合を含む。)は、その契約前であっても手持ち工事を新たに1件有したものとみなし、合計で1つの各格付け工種につき3件又は総件数で5件となった時点で、その後行われる入札に参加していてもその入札は無効とする。</p> <p>キ 同一の技術者を、重複して複数の工事の技術者に配置予定とする場合において、他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を本工事現場に配置することができなくなった者</p> <p>ク 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適当な相手方に該当するおそれがある者</p> <p>3 公募型指名競争入札参加申請書と関係書類の審査結果を踏まえ、石巻市建設工事等競争入札参加者指名基準(平成17年石巻市訓令第92号)の規定に基づき、申請書等の提出を受けた者の中から、入札に参加できる者11者(全者)を指名した。</p>

No.	業者名	第1回	(単位:千円)
1	(株)石巻精機製作所	15,900	
2	(有)佐藤設備	16,600	
3	(株)ピー・エム設備企画	15,660	
4	豊和建設(株)		農集(中道)マンホールポンプ設置工事落札により不参加
5	山内建設(株)	19,700	
6	(株)杉浦鉄工所	15,800	
7	(株)佐藤工業所	14,600	落札
8	中村工業(株)	14,800	
9	(株)山内組	18,300	
10	(株)高橋施工		公下河北マンホールポンプ設置工事落札により不参加
11	(有)電工センター		工事費内訳書に不備があり無効

※落札決定金額・予定価格は千円単位で、消費税及び地方消費税を除いた額です。